

# 令和6年度県税改正のお知らせ

令和6年度県税改正の主なものは次のとおりです。

税目	内容	
個人県民税	定額減税（R6年度分の所得割額の特別控除）の実施 ※合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る	本人1万円、扶養家族1人につき1万円 ※市町村民税と合わせた額
法人事業税	外形標準課税の適用対象法人の見直し	・ <u>資本金1億円以下に減資した法人</u> 資本金と資本剰余金が合計10億円超の場合は対象（R7.4.1以後開始事業年度から適用） ・ <u>資本金と資本剰余金が合計50億円超の法人等の100%子法人等</u> 資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金が合計2億円超の場合は対象（R8.4.1以後開始事業年度から適用）
	賃上げ促進税制	適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除（3年間の時限措置）
不動産取得税	・住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4%→3%） ・宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）	3年延長
	・住宅用土地に対する軽減措置を受ける場合の土地の取得から新築までの期間要件に係る特例措置（2年→3年） ・新築の認定長期優良住宅に係る軽減措置（価格から1,300万円控除） ・宅地建物取引業者に対する新築住宅のみなし取得時期の特例措置（6月→1年）	2年延長
軽油引取税	免税軽油に係る課税免除措置	免税用途を一部見直した上で3年延長
狩猟税	対象鳥獣捕獲員等に係る課税免除等の特例措置	5年延長

◆詳しくは県庁ホームページに掲載しています。

県庁HP

令和6年度県税改正

検索

青森県・地域県民局県税部